

掲載内容

.....(続き)

第7章 規則の変更

1 規則変更一般

- 規則の変更の内部手続
- 規則変更の認証申請手続と審査内容
- 規則変更の認証後の手続
- 町村合併と規則の変更

2 包括・被包括関係

- 宗派離脱と宗派の承認
- 離脱と宗派機関紙への公告
- 宗派離脱の理由
- 離脱後の名称
- 教義を信奉する宗派からの破門
- 離脱宗派への復帰
- 単立寺院になる手続
- 特選住職と宗派離脱
- 宗派からの離脱と檀家の反対
- 開山時の寄進檀家による宗派離脱反対
- 宗派の訴訟対策費用の未負担
- 宗派への加盟手続

第7章の2 宗教法人の合併と解散

1 合併

- 宗教法人の合併の方法
- 宗教法人の合併に際しての留意事項
- 事業用定期借地権による賃貸借
- 合併の規則認証申請手続
- 新設合併と吸収合併の手続の違い

2 解散

- 宗教法人の解散事由
- 宗教法人の破産
- 宗教法人の解散の手続
- 解散命令

第8章 宗教法人の事業

1 宗教法人の行う事業

- 宗教法人による保育所の設置

- 宗旨・宗派を問わない墓園の計画、許可等
- 宗教法人法の公益事業
- 公益事業の剰余金と宗教活動への使用
- 宗教法人が行う収益事業
- 宗教法人が行う挙式
- 葬儀等の本堂の貸付け
- ベットの供養は収益事業か
- 会報の発行と広告の掲載
- 宗教活動に関する所轄庁の停止命令
- 停止命令に対する異議の申立て
- 収益事業を行うときの留意事項

2 貸地問題

(1) 一般的問題

- 貸地建物の目的外使用
- 借地上の建物を第三者に貸すことの可否
- 借地権の相続
- 契約書の作成(1)~(3)
- 契約書のない賃貸契約の中身
- 無断増築の効力
- 借地上の建物の老朽化
- 貸地が損壊・陥没などの被害を受けたら
- 下水道工事の承諾拒否
- 駐車場契約の期限
- 貸地の売却と借地人の権利
- 事業用定期借地権による賃貸借

(2) 地代

- 地代の決め方
- 地代の改定
- 地代の値上げ
- 地代の値上げ拒否への対処
- 地代の供託

(3) 更新料

- 更新料の請求
- 更新料の計算
- 期間経過後の更新料
- 更新料不払いのピラ
- 更新料の法的性質

(4) 譲渡承諾料

- 借地権譲渡と地主の承諾
- 譲渡承諾料の計算
- 借地権譲渡と地主の先買権
- 地主の承諾に代わる裁判所の決定

(5) 条件変更料

- 条件変更の場合の留意点
- 条件変更料の計算
- 景観破壊と条件変更拒否
- 堅固な建物
- 契約書がない場合の木造から鉄筋コンクリート造への建替え
- 15年契約の借地契約の効力
- 借地契約期限の効力①②
- 貸地を返還してもらう方法
- 借地を返還するという契約の効力
- 近所迷惑な借地上の建物使用と契約の解除

(6) 貸地と抵当権

- 入担保の承諾の拒否
- 建物の競落人と地主の承諾
- 抵当物件の任意処分と地主の先買権
- 底地の入抵当

3 貸家問題

- 家賃値上げと修繕要求
- 貸家の建替え
- 家賃を確保する契約
- 貸家解約の正当事由
- 10年たったら返すという賃貸契約
- 明渡し約束を守ってもらう方法
- 借家の宗教と契約解除
- 貸家の使用方法と貸家契約の解除
- 店子の出火と大家の責任
- 車庫の目的外使用
- アパート修繕に反対する住民
- 1年契約の貸家契約
- 貸家の目的外使用
- 借家の造作買取請求権

第9章 宗教法人の税金問題

1 課税関係の有無

- 都市開教と税金処理
- 観音像入の数珠の下賜と物品販売業
- 使用料をもらう信者の駐車場
- 墓地販売と収益事業
- 本堂の席貸し
- 石材業者の心づけ
- 石材業者のバックマージン
- 給料と損金勘定
- 結婚式等の費用
- 庫裡に居住する経済的利益
- 先代住職の墓石費用
- 剰余金とボーナス

2 税務調査

- 宗教法人と法人税
- 宗教法人と支援税制
- 法人税が課される場合
- 法人税が課される場合の注意点
- 寺が税務調査されるようになった理由
- 「お尋ね」に対する回答
- 任意調査とは
- 強制調査
- 税務調査を断った場合
- 調査の延期依頼
- 反面調査
- 調査と個人の預金通帳
- 過去の開示
- 税務署が宗教法人を調査する際の重点事項
- 宗教者の守秘義務と税務職員との守秘義務の関係
- 宗教者と税務職員との守秘義務の優劣
- 「所得調査要領」の中身
- 税務調査の特質
- 修正申告と更正決定
- 良い税理士を選択する方法

- ◆事項索引 ◆判例年次索引

適正かつ円滑な運営に役立つ!

Q&A

宗教法人をめぐる法律実務

すいせん 公益財団法人 全日本仏教会
編集 宗教法制研究会 代表世話人 善家 幸敏 (愛知学院大学名誉教授)

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護ににつきり環境にも配慮しています。●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをつけたりもできます。

内容見本 (B5判縮小)

第8章 宗教法人の事業 1 宗教法人の行う事業

団体における規則や条例であり、それらに基づいた手続が必要で(後掲フローチャート図は、ある市における手続を踏まえて作成した一事例です)。

ところで、これは行政側の問題になるのですが、市町村を単位として墓地(規模)の許可の是非を判断してしまっただけでは、畢竟、その需要に見合った規模で考えることとなり、結果、管理・運営が極めて不安定な小さな規模の墓地ばかりが乱立することにもなりかねません。

ちなみに宗教法人(寺院)等について、「当該市町村内に事務所(本堂ほか別院・分院等を含みます)を有すること」と定めている条例は多いようですが、その代表役員(住職など)を地域住民に限定するという事例は聞いたことがありません。

2 名義貸しの問題

新たな墓園の設置、運営・管理に際して問題視されているのが、いわゆる「名義貸し」の問題です。

一般に「名義貸し」とは、何らかの許可などを巡り、適格性の無い者が適格性の有る者の「名義」を借り(あるいは、詐称し)、許可を得ることをいいます。多くの人は墓園経営について、「経営主体は地方公共団体、もしくは宗教法人、公益法人に限られる」という誤解のもとに、宗教法人の名を借りて実質的に経営の実権を営利企業が握ることを「名義貸し」と考えておられると思います。

○宗旨・宗派を問わない墓園の計画、許可等

Q 当寺院では、これまで特に利用することがないままにできた裏山を整備し、檀信徒以外の方も使っていただける宗旨・宗派を問わない墓園を開設することを検討しています。その場合、こういった手続が必要とされるのかお教えください。また、特に注意しなければならない点としては、こういったことが挙げられるでしょうか。



A 墓園を実現させるには墓地、埋葬等に関する法律(以下「墓理法」といいます)上の許可を得るだけでなく、その他に関連する法令は墓園計画用地の状況によって異なってきます。したがって、関係する所管行政庁との調整が必要です。また、墓園の造成工事などについては、専門業者に依頼せざるを得ません。そうした場合には、他日になって問題が生じることがないように明確な契約を交わしておく必要があります。また、ご質問のような墓園の運営・管理は宗教活動ではない「事業」となりますので、貴寺院の規則を変更しなくてはなりません。

解説

1 許可の手続

都道府県や市町村の各例は根拠法に基づいてまとめられます。

新日本法規出版株式会社

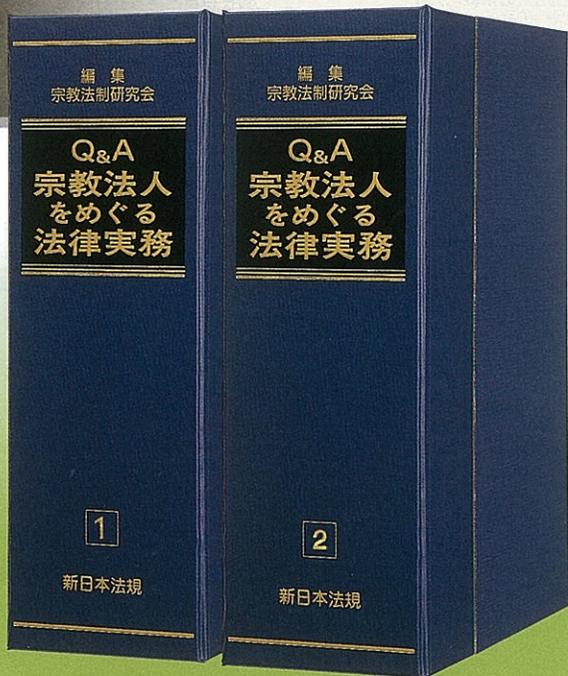
本社 東京都千代田区千代田1-1-1
 総務本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区渋谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番5号
 仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区渋谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
 (2021.6)547-1◎

ECO この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

- ◆宗教法人が事務運営、宗教活動、事業活動を行う中でよく起こる**法律問題から税務問題に至るまで**、宗教法人をめぐる問題を幅広く取り上げています。
- ◆具体的な事例を掲げて、**Q&A**方式でわかりやすく解説しています。宗教法人関係者必携の手引書として役立つ1書です。
- ◆宗教法制に造詣が深く、豊富な実務経験のある宗教法制研究会の弁護士、大学教授等が執筆する確かな内容です。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
 E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,392頁
 定価12,100円(本体11,000円)送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)



編集者・執筆者一覧

【編集者】
長谷川正浩 (宗教法制研究会世話人)
野生司祐宏 (宗教法制研究会幹事)
【執筆者】
雨宮 眞也 (駒澤大学名誉教授)
荒川 元暉 (東光寺住職)
石田 清貴 (弁護士)
池井 研士 (國學院大学教授)

石村 耕治 (白鷗大学教授)
五百田俊治 (弁護士)
大木 卓 (弁護士)
岡田 弘隆 (弁護士)
金子 武嗣 (弁護士)
嘉村 孝 (明治大学大学院講師)
川越とし子 (司法書士)
小長井良浩 (弁護士)
齊藤 稔 (京都学園大学講師)
阪岡 誠 (弁護士)
鈴木富七郎 (弁護士)

竹内 康博 (愛媛大学教授)
田代 收 (公認会計士)
寺内 清規 (弁護士)
窪田 宜宏 (同志社大学講師)
永倉 嘉行 (弁護士)
中嶋 一磨 (弁護士)
中村 文也 (弁護士)
成田由岐子 (弁護士)
西嶋 勝彦 (弁護士)
平野 武 (龍谷大学教授)
福井 正明 (弁護士)

別館信太郎 (弁護士)
前田 修 (弁護士)
榊井 信吾 (弁護士)
松田 純一 (弁護士)
松本 俊正 (弁護士)
百地 章 (日本大学教授)
矢吹 輝夫 (弁護士)
山口 広 (弁護士)
湯淺 道男 (愛知学院大学名誉教授)
横田 睦 ((公社)全日本墓園協会)
渡部 蒔 (帝京平成大学教授)

掲載内容

第1章 宗教法人制度

○宗教団体法施行以前の宗教法人法制
○宗教団体の特色
○宗教団体の廃止
○宗教法人令の制定
○宗教法人法制定の経緯
○自治規範の効力
○宗教団体と宗教法人の相違
○宗教法人制度の変遷
○宗教法人法の改正内容
○宗教法人の自律性・透明性
○宗教法人運営の透明性確保の仕組み
○宗教法人の民主的運営
○宗教法人の情報公開
○宗教法人法改正と憲法違反
○宗教法人法改正の背景
○宗教法人の管理運営に関する報告
○新公益法人制度について
○休眠宗教法人の問題とは

第2章 宗教法人の設立

○宗教法人設立の手続
○宗教法人の設立と境内地の抵当権
○借家での宗教法人
○財団法人の宗教法人化
○他県への移転
○分院の法人化
○宗教法人の設立と活動実績
○宗教活動の実績資料
○宗教法人設立手続の専門家
○財団法人・社団法人としての寺院
○宗教法人の譲渡
○財産処分と規則
○借金のための規則内容
○規則記載事項
○収益事業と規則記載事項
○信者総会の設置についての是非
○年中行事出席と規則

第3章 宗教法人の機関

1 代表役員(住職)

○住職と代表役員の違い
○別人の住職と代表役員
○住職と住職代務者
○代表役員・責任役員と代務者
○住職代務者と代表役員代務者
○任期延長規定と代表役員代務者の制度
○代表役員による責任役員解任の規則
○代表役員の選任方法に関する規則の定め
○仮代表役員
○寺と住職の取引
○住職が寺から借金をする手続
○仮代表役員の選任手続
○教師資格のない住職予定者
○兄弟の住職争い
○前任住職の死亡に伴う寺族保護
○女性の住職
○住職になる方法
○2名の代表役員
○住職の退職金
○行方不明になった住職
○住職と国立大学の教授との兼業
○公務員でも住職になれるか
○離職手続と住職罷免
○借家剝奪後の寺院建物の占有権

2 責任役員

○責任役員と持ち回り決議
○宗教行為と責任役員の権限
○責任役員(会)の招集権者
○招集なき責任役員(会)の代表役員解任の決議
○責任役員会決議と建設委員会決議
○代表役員による責任役員の解任
○離脱に賛助しない責任役員の解任
○責任役員の解任
○賛否同数の決議
○規則にない責任役員
○責任役員の印鑑を預かる行為
○責任役員に寺がお金を貸すときの手続
○総代・世話人の同居

○議事録に代わる録音テープ
○規則にない運営委員会
○世話人との取引
○責任役員に招集通知を出さない
○責任役員の辞任
○離脱に賛成した責任役員の懲戒処分
○住職と寄附
○責任役員を替えるとき第三者の承認がいるという契約の効力

3 信者・総代

○総代に対する辞任の要求
○総代の認印を預かること
○実印の変更
○住職の権限と総代の権限
○総代の意見割れ
○総代の交替
○兄弟の住職争い
○総代による責任役員の解任
○総代が作った寺の預金通帳
○総代への入金処理
○総代会の権限
○信者に対する貸金
○信者の除名と墓地使用権
○離職の通告
○解任された総代の行為

第4章 宗教法人の事務

1 宗教活動の問題

○団参用の白バス
○守秘義務の内容
○靖国神社への団参
○お布施の基準
○本堂と村民会館との共用
○町葬と典禮権
○自治体からの玉串料の奉納
○医師に提供する境内地
○断食行と医療行為
○お祓い契約の効力
○御祈祷の効果がないとき
○死亡覚悟の入行僧
○信者の刑事事件

○寄附の返還
○富くじの法律問題
○納骨の拒否
○寄附人の取引
○遺骨保管上の注意点
○異なる宗派の典礼による埋葬を拒めるか

2 日常業務の問題

○離脱後の宗費請求
○墓地の入抵当
○先代住職保証の継承
○金融業者への代表役員地位移転
○霊園の名義貸し
○借金と本堂の差押え
○勸募金の返還
○目的を果たさない勸募金
○手形の裏書の責任
○身元保証人の責任
○株券の盗難
○株価低落と住職の責任
○寺名と住職名のみ記載は寺が住職個人か
○委任状の流用と寺の責任
○寄附された他寺所有の像
○仏具店の倒産と代金の支払
○境内地売却と本堂の再建手続
○借金しての本堂再建手続
○保証人になるための手続
○本堂の改築手続
○境内地の模様替え手続
○見本商法と返品義務
○人事録商法
○リース契約の取消し
○先代が採用した家政婦の解職
○不動産売却不承認と離脱
○公告と異議申立て
○寺からの借金
○修行僧と労働組合
○公告と境内地売却
○信託の受託者となる場合
○墓地が罹災したとき
○墓地からの遺骨の無許可持出し
○信目を理由とした裁判員辞退

3 公職関係の問題

○公務員と住職の兼職・兼務
○大学教授と住職の兼務
○市議会議員と住職の兼務
○全日制教諭と住職の兼務
○政治家からの寄附①②
○政治家への推薦状
○権者名簿の目的外使用
○政治家への寄附
○政治家の寺での挨拶

4 宗教法人と事故

○寺院内の忘れ物に対する責任
○境内地の事故に対する責任
○墓地内の事故に対する責任
○飼い犬によるケガに対する責任
○捨て猫等の処分
○隣家の猫の責任
○団体参拝中の事故に対する責任
○仕出弁当による食中毒の責任
○境内での交通事故の責任
○駐車場での交通事故の責任
○専属の石材業者が起こした事故に対する責任
○住職の交通事故による寺の損害
○住職が起こした人身事故
○使用者責任と親の監督責任
○通勤途上の事故と寺の責任
○役員が起こした自動車事故に対する責任
○身元保証契約上の責任
○身元保証人の責任
○保証契約書の署名捺印が住職のものでない場合
○祭祀継承者
○住職と労災保険
○生命保険金の受取人

5 宗教法人の事務と地域問題

○鐘の音がうるさいと言われたときの対応
○葬儀をしないようにという申入れへの対応
○幼稚園園児・葬斎場経営に対する反対運動
○墓地設立に対する近隣住民の反対
○門前の風俗営業
○排煙と公害

6 文化財

○国宝等の指定と寺の義務
○重文指定仏像の譲渡手続
○国宝の仏像保管
○預けた国宝指定仏像の一時返却
○寺古文書の売却手続
○重要文化財の絵巻陀羅の名義を移す方法
○公告をしないでの仏像の譲渡

○文化財の盗難
○重要文化財の被災と補償

第5章 宗教法人の財産問題

1 寺有財産と相続に関する問題

○住職個人名義の土地を寺か後継者名義にする方法
○権者名義の不動産を寺名義にする場合の注意事項
○遺言の効力
○ビデオや録音テープによる遺言
○遺言するときの注意事項
○遺言で古文書の寄附を受ける手続
○危険時の遺言
○遺言執行者

2 無体財産等

○寺号の駅名
○神社名と同じ名前の民営墓地の開園
○駅名変更の申入れ
○寺の写真の無断使用
○お経の著作権
○点訳と著作権
○テレビ番組の著作権
○お題目と商標登録
○先代名義の境内地買取要求
○境内建物の無断撮影

3 境内地問題

○境内地を畑として利用されている貸地の返還要求
○土地の賃借と利益相反
○駐車場と境内地
○住職個人名義の土地の寄附手続
○住職名義の農地の境内地化
○私道の閉鎖
○手続不備の契約の効力
○共有地の寄附
○参道の通行権
○参道を駐車禁止にする
○参道に駐車された自転車の撤去
○参道のゴミ置き場

4 財産処分

○上納制度に対する総代の不満
○本山からの担保提供要求
○宗務管長の承認のない抵当権設定
○規則無視の抵当権設定の効力と差押え
○境内建物の抵当権と法定地上権
○土地を売却して本堂を新築する場合の手続
○住職の私有地を寺が買う手続
○土地の不法占拠者に対する主張と手続
○息子による遺言の取消し

○住職に無断での土地の売却
○規則や宗制無視の境内地売却
○法人登記のない寺名義の土地
○3階以上の建物建てないという条件の売買契約の効力
○寄附された土地の返還要求
○仲介者が職務怠慢のときの仲介料の支払
○権利証の紛失
○土地を売買したときの樹木の所有者
○庭園を売却するときの注意事項
○隣地を買い取った人の参道の利用
○住職名義の境内地が買取されたときの補償金

5 登記問題

○本堂庫裡と登記義務
○住職名義の境内地を宗教法人名義に変更する手続
○行方不明者の住職の土地
○農地解放で名義になった農地を宗教法人に移す手続
○複数名義の墓地を宗教法人名義に変更する方法
○寄附された土地の登記
○地目が「畑」となっている土地の寄附を受ける手続
○建物の滅失登記手続
○雑草の土地売買
○坪数不足の売買契約
○縄のひのある土地の貸付け
○境内地や本堂に対する差押禁止の登記

6 官有地問題

○国所有の境内地
○塀の補償
○「東京市」名義の墓地を寺名義にしたい

7 相隣・土地境界問題

○境界確定方法①~④
○隣人の境界侵入に対する対応
○国土調査への対応
○境界木の切断を要求されたときの対応
○隣家から枝打ちを要求されたときの対応
○境界上の樹木
○塀の所有者
○境界上に塀を設置した場合の費用負担
○立派な塀を設置した場合の増額費用の負担
○隣家からの落下物に対する対応
○日照を妨害する樹木を伐採するよう要求されたときの対応
○倒木による被害への対応
○隣地へ水が流入したときの対応
○自然災害による隣家の被害に対する対応

8 道路問題

○公道とその所有権
○買収を拒否すると
○築造計画が立てられた墓地
○墓地の補償算定
○国有地の地下使用
○境内地の地下利用の権利
○境内地の移転
○貸地の買収手続

9 農地問題

○畑の買取り
○農地購入の手続
○農業経営に伴う農地買収
○住職名義にした農地と相続
○農地解放で先代住職名義になった農地の返還
○農地解放で先代住職名義になった農地を取り戻す方法
○農地解放で住職名義になった農地の権者使用
○農地解放で住職名義になった農地が買取されたときの補償金
○農地解放で寄附者名義になった土地を取り戻す方法

10 建築問題

○本堂庫裡の改築と業者選定方法
○白アリ被害と請負業者の責任
○請負代金の差押え
○解体時の事故
○工事の不具合と業者の責任
○隣家をあてにした手形振出し
○不慮の事故とその責任
○寺域の移設に対する住民の反対
○建設中の建物と火災保険
○火災保険の見積り方
○新築本堂の屋根瓦落下事故の責任
○工事の確認

第6章 書類等の備付けと閲覧・提出

○帳簿を備え付ける理由
○規則と認証書の紛失
○滅失または紛失した認証済規則の復元
○役員名簿に記載する者の範囲
○財産目録と財産台帳との違い
○土地台帳の作り方
○収支計算書や貸借対照表の作成
○什器・備品台帳に記載する範囲
○事業に関する書類
○世話人の帳簿閲覧請求
○現金目録帳や預金通帳の閲覧請求
○財産目録の備付期間
○閲覧請求の放置
○所轄庁への提出書類
○提出された書類の取扱い
○所轄庁の調査権 (続く).....

第1章 宗教法人制度

○宗教法人の情報公開

Q 宗教法人が提出した備付書類と情報公開法(および情報公開条例)との関係はどうなっていますか。所轄庁に届けられた書類は、全部公開の対象になるのでしょうか。



A 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(以下、「情報公開法」といいます。)では、公開することによってその法人の権利その他の正当な利益を害するおそれがあるときは、法人等の情報は公開されないことになっています。したがって、宗教法人についていえば、所轄庁に提出された書類のうち、その宗教法人の信教の自由や宗教活動を侵害するおそれがあるような情報は公開されません。また、宗教法人が提出した書類のうち、非公知の事実に係るものについては原則として公開しないというのが政府見解であり、判例も同様の立場にたっていますから、全部が公開の対象になるのではないかと心配はご無用です。

解説

第1章 宗教法人制度

その法人の「権利、競争上の地位その他正当な利益」を害するおそれがある場合には公開されないことになっています(情報公開法5二イ)。そしてこの「権利」には、「日本国憲法や法律上の権利はすべて含まれる」というのが政府見解です(衆議院内閣委員会議録第8号、平成10年5月12日)。

したがって、お尋ねの宗教法人が提出した事務所備付けの書類・帳簿についていえば、その宗教法人の信教の自由や宗教活動の自由などを侵害するおそれがある場合には、公開されません。ただし、情報公開法ではさらにその例外が定められています。それは「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」です。このような情報については公開しなければならないことになっていますから、提出書類の中に、もしそのような情報が存在した場合には、公開されても仕方ありません。

なお、情報公開条例では、都道府県ごとに規定の仕方は微妙に異なります。しかし、宗教法人に関する事務は、もともと国の事務に属し、地方分権一括法制定後は、地方自治法2条9項1号に規定する第1号法定受託事務に当たります(宗87の2)、国と都道府県は統一的に取り扱う必要があります。したがって、都道府県でも国と同様、その宗教法人の権利その他の正当な利益を害するおそれがある場合には、公開されません。

2 「非公知の事実」は公開の対象外

ところで、宗教法人の「権利」つまり信教の自由や宗教活動の自由を侵害するおそれがある場合には、所轄庁に提出された書類・帳簿は公開されないことですが、具体的に...

第4章 宗教法人の事務 4 宗教法人と事故

○保証契約書の署名捺印が住職のものでない場合

Q 借家の1人が倒産して夜逃げをしました。債権者が寺に来て、住職は保証人だから夜逃げした借家の借金を返せといっています。しかし、私は保証した覚えもなく、保証人欄の署名捺印は私のもではありません。どうしたらよいでしょうか。



A 筆跡鑑定とあるいは印影鑑定と保証契約締結時とされる時期の不在証明等によって住職の署名あるいは印影でないことの証明をして、支払を免れることができます。

解説

1 住職の署名でないことの証明

(1) 筆跡の対照
文書の成立の真否は、筆跡の対照による真否の確認手続があります。これは、一種の検証ですが、当事者の申立てが必要でなく、裁判所が職権でなされるものとされています。対照のための筆跡としては、訴訟委任状や宣誓書の署名などが一般的ですが、対照に適当な筆跡が存在しないときは、裁判所から対照用...